

(参考1)

検疫有害動植物の指定
(規則第5条の2及び別表1関係)

1. 以下の有害動植物を、検疫有害動植物として規則別表1第1の1及び第2の1に追加する。

(1) 有害動物

種類	学名	改正の理由
1) 節足動物	<i>Anastrepha grandis</i>	発生国にて新たな被害が発生した情報を得たため、リスクアナリシスを実施し、その結果に基づき、検疫有害動植物へ追加。
	<i>Bactericera nigricornis</i>	
	<i>Bactericera trigonica</i>	
	<i>Trioza apicalis</i>	
2) 線虫	<i>Aphelenchoides arachidis</i>	発生国にて新たな被害が発生した情報を得たため、リスクアナリシスを実施し、その結果に基づき、検疫有害動植物へ追加。
	<i>Ditylenchus africanus</i>	
	<i>Meloidogyne enterolobii</i>	

(2) 有害植物

種類	学名	改正の理由
1) 真菌及び粘菌	<i>Alternaria dianthicola</i>	発生国にて新たな被害が発生した情報を得たため、リスクアナリシスを実施し、その結果に基づき、検疫有害動植物へ追加。
	<i>Didymella rabiei</i>	
	<i>Seiridium cardinale</i>	
	<i>Sirococcus conigenus</i>	
2) 細菌	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	発生国にて新たな被害が発生した情報を得たため、リスクアナリシスを実施し、その結果に基づき、検疫有害動植物へ追加。
	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3	

2. 以下の有害動植物を、規則別表1の第1の1及び第2の1から削除する(別紙2のとおり、検疫有害動植物から非検疫有害動植物へ移行する。)

(1) 有害動物

種類	学名	改正の理由
1) 節足動物	<i>Thrips minutissimus</i>	我が国に発生していることが新たに確認されたため、リスク

		アナリシスを実施。 その結果に基づき、 検疫有害動植物から 削除。
--	--	--

(2) 有害植物

種類	学名	改正の理由
3) ウイルス（ウ イロイドを含 む。）	<i>Narcissus degeneration virus</i>	我が国に発生してい ることが新たに確認 されたため、リスク
	<i>Narcissus late season yellows virus</i>	アナリシスを実施。 その結果に基づき、 検疫有害動植物から 削除。